## 長崎県公共事業等デザイン評価制度の 運用上の成果と課題

吉岡 聖貴<sup>1</sup>・樋口 明彦<sup>2</sup>・高尾 忠志<sup>3</sup>・野口 順平<sup>4</sup>・佐藤 直之<sup>5</sup>

正会員 工修 いであ(株) (〒812-0055福岡県福岡市東区東浜1-5-12)
 E-mail:yso20928@ideacon.co.jp

2 正会員 D.Des. 九州大学大学院工学研究院(〒819-0395福岡県福岡市西区元岡744) E-mail:higuchi@doc.kyushu-u.ac.jp

3 正会員 工博 九州大学大学院工学研究院 (〒819-0395福岡県福岡市西区元岡744) E-mail:takao@doc.kyushu-u.ac.jp

4 正会員 工修 (株) オリエンタルコンサルタンツ (〒151-0071東京都渋谷区本町3-12-1-6号館)

E-mail:noguchi-jn@oriconsul.co.jp

5 学生会員 工修 九州大学大学院工学府都市環境システム工学専攻(〒819-0395福岡県福岡市西区元岡

744)

E-mail:naoyuki@doc.kyushu-u.ac.jp

平成15年,長崎県では,景観への影響が大きい施設の設計において専門家・行政・住民等の協議による デザインの決定を規定した「長崎県公共事業等デザイン評価制度」が設置された.本稿では,同制度の対 象となった6事業を事例に,それぞれのデザイン検討プロセスから制度設計および制度運用上の留意点に ついて整理することを試みた.主な知見は以下の通りである.①アドバイザーの選定において,委員には 多様な専門分野の専門家の中からアドバイザーとして適任な人材を経験や実績から判断することが求めら れる.②より合理的に景観的質を向上させるためには,事務局がデザイン評価の開始時期を計画段階まで 視野に入れて対象事業の選定をすることが望ましい.③対象事業候補を継続的かつ確実にデザイン評価し ていくためには,事務局が自ら対象事業候補をリストアップして事業課に提示することが必要となる.

Key Words : design review, advice system, advisor, citizens' participation, Nagasaki

## 1. 研究の背景と目的

長崎県では,総合的な景観整備に向けた施策の枠組み を作成するため,政策調整局都心整備室(現・土木部ま ちづくり推進局景観まちづくり室)の主導で,平成13年 度から平成14年度にかけて様々な調査・施策検討が実施 され,それらを受けて平成15年に「長崎県美しいまちづ くり推進条例」<sup>1)</sup>が制定された.同条例における推進 施策の1つとして,長崎県が質の高い施設を整備するこ とにより,地域の魅力ある景観の形成に寄与するととも に,市町村や民間が実施する事業の追随を促すことを目 的とした<sup>2)</sup>「長崎県公共事業等デザイン評価制度」

(以下、「デザイン評価制度」と略す)が設置された.

長崎県は公共事業への景観施策を検討するに先立ち, 各都道府県で取り組まれている関係施策についてヒアリ ング等による調査を行い,検討に値する施策を大きく3 つに整理して独自に評価を行っている<sup>3)</sup>.それによる と,まず「ガイドライン」等による規制については,全 国の33都府県で公共事業指針やガイドラインが設けられ

ており、これによって各事業担当者の意識が高まったと いう評価が多かったが、地域特性や時代感覚に応じた景 観の多様性が失われると指摘する声もあったとしている. 次に、相関関係の深い複数事業間の調整を行う「庁内連 絡組織」の設置については、20都道府県で設けられてい たが、実際には景観行政主幹課(事務局)と事業担当課 との直接協議で済むケースが多いことから, 有名無実化 しているところが多かったとしている.また、「デザイ ン評価システム」(本稿では、景観形成上重要な公共施 設について専門家による委員会等で景観検討を行う取り 組みを指す)については、島根県の他少数の県での導入 が見受けられたまでであったが、その運用効果は高く、 自県の施策方針とも整合するとしている. 以上を踏まえ て、長崎県は運用効果と施策方針との整合性の高さから 「デザイン評価ステム」方式を公共事業への景観施策と して導入することとした.

長崎県に先立って運用されていた「デザイン評価シス テム」方式のうち,島根県の環境デザイングレードアッ プ事業は,景観形成上重要な地域にあり,地域住民以外

にも広く利用される公共事業の詳細設計段階において, 専門家によって構成された委員会によりデザイナーが指 名され、委員会からの提言のもと景観設計を行い、公開 された設計案に対する住民意見を可能な範囲内で実施に 反映させる取組みである. これは平成8年~13年の間に3 事業を対象事業として実施されたが、県の財政難により 現在は運用が中止されている.また、山形県の景観適合 システムは、専門家12名と各事業課の課長により構成さ れた山形県景観形成検討委員会において全ての公共事業 を景観上の重要度別に分類した上で、重要度が高い順に、 委員会における助言・指導、アドバイザーによる助言・ 指導, 担当者による検討・配慮を実施する取組みである. 同システムは,県土木部管理課県土づくり推進室により, 平成12年度~平成20年度まで運用されたが、現実問題と してあまりにもその事業数が多かったため、これに代わ る新たなシステムの検討が平成20年度より行われている.

以上のような「デザイン評価システム」方式の事例に 対して、本制度の特徴は、デザイン評価委員会の委員が 県の準備した様々な専門分野の人材の中から事業の性格 に適したアドバイザーを選定し、事務局を通して派遣さ れた同アドバイザーが可能な範囲で事業の景観的質の向 上、つまり設計対象及び周辺の景観的な魅力を高めるた めのデザインの向上にむけた助言を行い、さらにそうし た取組みの方向性を同委員会が確認・助言するといった 運用方式にある.本制度がこのような運用方式をとった 狙いには、大きく以下の3つがある.

- A. 複数の学識経験者・専門家による委員会において事 業別に適切なアドバイザーが選定されること
- B. アドバイザーの派遣により事業ごとに踏み込んだ検 討が実施されること
- C. アドバイザーと事業担当者の取組みに対する委員会からの確認や助言によって、検討が足踏みした場合等の双方の調整・合意形成が図られること

このような体制によるデザイン支援の取組みは全国の 地方自治体でも未だ数少ない状況にあり、6年間の運用 実績を持つ長崎県はその中でも最も先進的な事例の一つ である.なお、本制度の詳細については3章で示す.

また,筆者らのうち樋口は,本制度の施策検討段階に おいて対馬市厳原町中心地区における県道拡幅事業を対 象として,地域で生じている景観整備に関する具体的な 問題の把握を行うために組織された「厳原町中心地区美 しいまちづくり研究会」の座長として,厳原町のまちな み整備計画案とそれを実現するための推進体制等の提案 を行った.さらに,このケーススタディを発展させ,県 内における景観概況の把握,県内外の関係施策に対する 評価,美しいまちづくりに関する基本方針や役割分担の 検討を行うための有識者組織「長崎県美しいまちづくり 懇話会」の委員として、施策提言のとりまとめにも携わった.本制度の運用開始後は、平成15年~平成19年の期間にデザイン評価委員会の座長も務めた.

本稿は、長崎県公共事業等デザイン評価制度において、 平成15年7月から平成18年7月までの3年間でデザイン評 価対象事業となった6事例を対象に、制度の運用実態を 精査することにより、制度がA~Cで示した当初の狙い通 りに機能しているかを検証し、今後の制度運営もしくは 類似の制度設計の留意点を整理することを目的としてい る.したがって、研究範囲はi)制度内容及びその設計 意図、からii)制度の運用状況の調査を踏まえた事後評 価、に及んでいる.著者らのうちi)については本制度 運用の当事者である第2著者が主に、ii)については当 時大学の職員または学生であったその他の著者らが調 査・分析を行った.

#### 2. 既往研究

公共事業に対する景観施策のうち,ガイドラインの運 用については、大規模建築物等の届出に対してアドバイ ザーが行った指導件数や協議内容から制度の有効性につ いて考察した研究が認められる<sup>4),5),6)</sup>.また,ガイ ドラインの運用の実態とその変遷から継続的な運用のあ り方について考察したものに、堀崎らの研究がある<sup>7)</sup>.

一方,行政内の庁内連絡組織の運用については,筆者 らにより,都心街路空間における公園的空間の創出に向 けた取組みを対象として行政内部での事業間調整プロセ スについて言及した研究がある<sup>8)</sup>.

しかし、1章で触れたような「デザイン評価システム」方式の景観施策を対象とした研究は認められない.

本稿は、公共事業に対する景観施策のうち、県レベル で実施されている委員会とアドバイザー派遣を軸とした デザイン評価システムを対象としていること、その運用 状況に着目して制度運用上の課題あるいは今後の運用の 留意点を示す研究であることに新規性を有している.

## 3. 長崎県公共事業等デザイン評価制度の概要

1章で触れたように、本研究で対象とする長崎県公共 事業等デザイン評価制度は、平成15年3月に制定、同年4 月に施行された「長崎県美しいまちづくり推進条例」の 推進施策の1つとして位置づけられ、長崎県公共事業等 デザイン評価制度実施要領<sup>9)</sup>に基づき事務局である都心 整備室がそれを運用する.図-1は本制度の設置にあたっ て都心整備室が予定していた具体的な制度の運用フロー を図式化したものである.1章で示した制度の狙いA~C を担保する具体的な運用フローを以下に説明する.

## A-1. デザイン評価委員会委員の選定

委員は表-1に示すような学識経験者・専門家によって 構成されている.これら委員の選定に当たっては、当初 事務局は長崎県内から採用することで検討していたが、 特に土木工学分野における景観の専門家が不在であった ため、他県に立地する大学の研究者らに委員就任を依頼 した.建築設計・都市計画等の分野については、県内で 活動を行っている専門家を選定した.

## A-2. 美しいまちづくりアドバイザーの選定

前記の委員選定と同様にアドバイザーについても基本

表-1 デザイン評価委員会委員の構成(平成18年時点)

	所属·役職	専門分野		
座長	大学准教授 (第2著者)	都市計画、景観設計		
副座長	大学准教授	景観計画、景観設計		
委員	建築設計事務所代表	建築設計、都市計画		
委員	ソフトウェア開発・販売会社代表取締役	商業デザイン		
委員	長崎県建築士審査会	建築設計、都市計画		
委員	建設コンサルタント代表取締役	ランドスケープデザイン、景観計画		

的に県内在住の学識経験者・専門家から選出することと し、平成18年の時点では景観計画・設計、ランドスケー プデザイン、建築計画・設計、まちづくり、土木設計等 22の専門分野に渡って人選が行われている.表-2は専門 分野及びその登録人数を示している.なお、1人につき 複数の専門分野での登録も認められており、美しいまち づくりアドバイザーの登録者数は30名となっている.

表-2 美しいまちづくりアドバイザーの構成(平成18年時点)

専門分野	人数	専門分野	人数
建築設計	5	緑地設計	1
景観計画	5	色彩計画	1
屋外広告	4	地域観光	1
まちづくり	4	石積工事	1
土木設計	3	樹医	1
都市計画	3	歴史環境設計	1
景観設計	3	商業デザイン	1
建築計画	2	古民家再生	1
造園	1	日本建築史	1
園芸	1	観光資源マネジメント	1
ランドスケープデザイン	1	照明設計	1

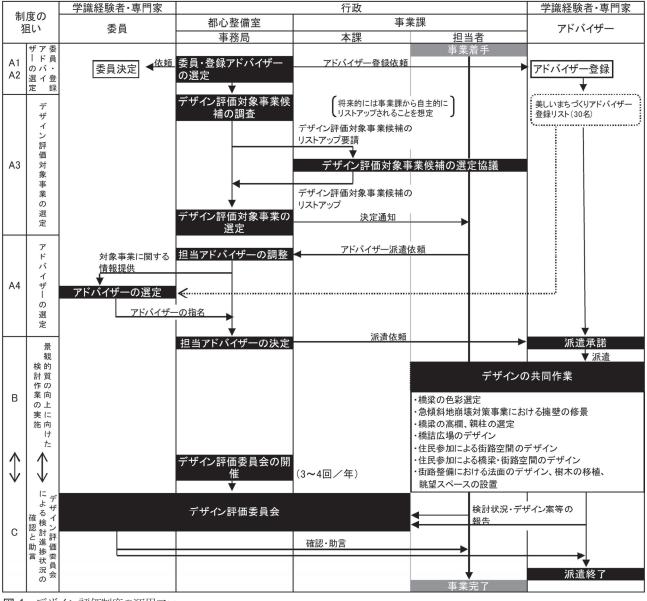


図-1 デザイン評価制度の運用フロー

## A-3.対象事業のリストアップ

本制度の事務局を務める都心整備室は、土木部各事業 課に対して、デザイン評価対象事業候補すなわち景観に 配慮した設計が必要と思われる社会基盤整備事業のリス トアップをするように要請する.それを受け、各事業課 内でデザイン評価対象事業候補の選定を行い、事務局に 提示する.各事業課から提示された事業の中から、周辺 に自治体指定の美観地区があること、周辺景観への影響 の大きい大規模な構造物が造成されること等を基準に、

まちなみ景観に大きな影響を及ぼすと考えられるものを、 事務局がデザイン評価対象事業と位置づける.事業段階 は詳細設計段階と想定する.

## A-4. アドバイザーの選定・派遣

事務局は事業の概要とともに事業課から提供された事 業の事前情報をデザイン評価委員会に報告する.デザイ ン評価委員会の委員は、選定された事業の内容に最も近 い専門性を具えたアドバイザーを、事務局により予め用 意されている氏名・専門分野が記載された美しいまちづ くりアドバイザー登録リストの中から選定している.選 定されたアドバイザーの承認を得ると、事務局は同アド バイザーをデザイン評価対象事業の事業担当者のもとへ 派遣することとなる.アドバイザー派遣時の契約形態は、 基本的に協議及び現場出張に対する交通費を事務局がア ドバイザーに支払うこととなっている.

#### B. 景観的質の向上に向けた検討作業の実施

アドバイザーは自身の判断に基づき,事業担当者と共 に対象事業の景観的質の向上に向けた様々な検討を一般 的な事業の枠組みの中で可能な範囲において実施する. 検討内容としては,事業の対象となる構造物の形態・色 彩等の修正,公共空間(オープンスペース・緑地等)の 設計内容の修正等が含まれる.

#### C. デザイン評価委員会委員とアドバイザーの連携

アドバイザーと事業担当者は必要に応じて、定期的に 開催される委員会の場で事業の進捗状況・課題等につい て報告を行い、デザイン評価委員会からの助言を求める ことができる.報告を行う時期は、事務局が対象事業の 検討状況を踏まえて事業課との調整により決定する.デ ザイン評価委員会はアドバイザーが提示した課題に対し て助言を行うほか、事務局を通じて事業を主管する事業 課に対しても助言を行うことができる.

## 4. 研究の進め方

#### (1)対象事業

デザイン評価対象事業の実績は、平成15年度に新規8 事業、平成16年度に新規3事業、平成17年度に新規1事業、 平成18年度に新規2事業となっている。そのうち、平成 18年7月の段階でデザイン評価委員会への最終報告を完 了しているものが、街路事業・道路改良事業3件、港湾 改修事業1件、河川改修事業1件、急傾斜地崩壊対策事業 2件、建築事業3件であり、継続して検討を行っているも のが、街路事業・道路改良事業2件と建築事業2件である。

研究対象事業は、平成15年から平成18年7月までの期間に委員会への最終報告を完了している事業のうち土木 事業6事例とした. 急傾斜地崩壊対策事業の1件も本来は これに該当するが、アドバイザー及び委員会が機能する 前に設計を完了せざるを得ず、実質的なデザイン検討が 行われなかったため、本稿では研究対象外とした. 各対 象事業の概要を表-3に示す.

#### (2)予備調査

研究対象事業の個別調査に先立ち,筆者等はまず平成 17年に都心整備室が実施した県職員へのアンケート調査 結果<sup>10)</sup>の分析を行った.

本アンケートは、平成15年度・16年度にデザイン評価 対象となった11事業の担当者を含む土木部事業課職員を 対象として、制度の効果・課題を把握することを目的に 実施されたものである。都心整備室が該当者にアンケー ト用紙を配布し、記入者名、所属名及びアンケート項目 (5章にて示す)への回答を記入後に紙面を回収する方 法で実施されている。

#### (3)関係者へのヒアリング

次に、予備調査において明らかとなった事業課側から 捉えられる制度の効果や課題を踏まえて、研究対象事業 6事例のそれぞれについて、派遣されたアドバイザー、 事業担当者、委員、事務局に対して、面談によるヒアリ ング調査を実施した. ヒアリングの際には、委員である 樋口以外の著者らが赴き、委員には回答者が特定された 調査結果を伝えない旨を予め示すことで、回答者の心理 的障害を排除するよう配慮を行った.

表-3 研究対象事業の概要

部局名	課室名	対象事業名称	対象地	対象構造物	事業期間	デザイン評価期間	デザイン検討内容
土木部	都市計画課	久原池田線	大村市久原町	街路	詳細設計:H10~H16	H15~H16	步道舗装·転落防止柵
		街路事業			施工:H15~		植裁・コンクリート法面 等
	道路建設課	厳原豆酘美津島線 鶏知工区	対馬市美津島町	街路	詳細設計:H15~H17	H15~H17	植栽・植栽マス・ベンチ
		道路改良事業			施工:H19~23(予定)		ボラード・橋梁 等
		伊王島大橋	長崎市·伊王島町	橋梁	詳細設計:H15~17	H15~H17	橋梁の色彩
		道路改良事業			施工:H17~		
	港湾課	厳原港 臨港道路	対馬市厳原町	橋梁	詳細設計:H17	H15~H18	橋梁本体
		港湾改修事業			施工:未定		
	河川課	日野川 橋梁3基及び周辺整備	佐世保市	橋梁	(橋梁)詳細設計:H15~H16	H15~H16	高欄・親柱・化粧版等
		河川改修事業		橋詰(残地)	(広場)設計:H16		橋詰広場
					施工:H18~		
	砂防課	中尾地区	波佐見町中尾郷	土留め擁壁	設計:H17	H17	植栽
		急傾斜地崩壊対策事業			施工:H18		擁壁の構造・色彩

各対象事業ごとのヒアリング対象者を表-4に示す. 中尾地区急傾斜地崩壊対策事業については、3人のアド バイザーが派遣されたが、最終的にアドバイスを統括し た徳永氏に対してヒアリングを行っている.

なお,調査期間は,平成18年10月から平成19年1月ま でである.

#### (4)議事録調査

さらに、これまで開催されたデザイン評価委員会の議 事録<sup>11)</sup>の中で本研究対象事業に関係する部分を精査す ることにより、委員会の場でそれぞれの事例についてど のような議論が行われたかについて整理をした.

表-4 ヒアリング対象者(役職は調査時のもの)

事業名	県担当者	アドバイザー
制度運営事務局	都市計画課 景観まちづくり室 係長	
久原池田線 街路事業	諫早土木事務所 都市計画課 技師	大学准教授 専門∶土木設計
厳原豆酘美津島線 鶏知工区 道路改良事業	対馬地方局 建設部道路課 係長	大学准教授(副座長) 専門:景観デザイン
伊王島大橋 道路改良事業	長崎土木事務所 道路建設課 主査	色彩コンサルタント 代表取締役 専門:色彩
厳原港臨港道路 港湾改修事業	対馬地方局 建設部港湾漁港課 技師	大学准教授(副座長) 専門:景観デザイン
日野川橋梁3基及び 周辺整備 河川改修事業	県北振興局 建設部河川防災課 係長	大学教授 専門∶土木史・土木設計
中尾地区 急傾斜地崩壊対策事業	県北振興局 河川砂防課 技師	建設コンサルタント 代表取締役(委員) 専門:造園・景観デザイン

表-5 県職員へのアンケート調査結果

## 5. 都心整備室による県職員アンケート調査結果 の分析

表-5は都心整備室によるアンケート調査の質問項目 と得られた回答結果を都心整備室でまとめたものを示し ている.アンケート番号7,11については自由記述式, それ以外については回答項目を選択する方式となってい る.番号1,2は全員回答であり,番号2に対して「ある 事業とない事業がある」と答えた回答者はその後番号3 ~11に回答,「1事業もない」と答えた回答者は番号3, 4,11に回答することとなっている.また,番号3~6,8 ~10については複数回答を許可しており,回答者が回答 を制限なく選択できる.回答総数は32名であった.

アンケート調査結果から、事業課による制度運用への 評価としては、デザイン評価を受けることがデザインや 景観に対する意識改革につながることを制度の主な効果 として捉えている(5,7の回答)一方で、課題として、 一般的な事業に比べてデザインの決定までに時間がかか ること(6,7,8の回答),制度の対象事業となること 自体がコストアップにつながること(6,8,9の回答) などが挙げられている.また、デザイン評価を受ける事 業段階を早める必要性(8,10)や詳細のみでなく全体 的なデザインの相談をしたいという要望(9,10)も挙 がっていることから、詳細設計以前の事業についてのデ ザイン評価も求められていることが明らかとなっている.

12 0	所報頁 1077 277	下的巨加木	
番号	質問項目	回答内容(選択式の回答については選択肢ごとの割合(%)を表示)	回答数(人)
1	記入者及び所属名		32
2	課内の事業でデザイン評価 制度の対象となったものが あるか	ある事業とない事業がある66/1事業もない34	32
3	「ない」理由は何か	対象となる事業がない56/コスト縮減が求められている13/デザイン評価制度の様子を見ている9/期間的に余裕がない6/その他31	32
4	デザイン評価にかける意識 を高めるには何が必要か	デザイン評価の説明会を開催47/年度途中に相談できるシステム34/評価を受けた事業の情報提供34/補助要件や技術基準の改善の 必要性31/事業途中でも対応できるシステム13/その他9	32
5	デザイン評価制度のメリット は何か	デザイン・景観に関する知識・勘所が得られた52/景観形成として対象事業を捉えることができた19/住民説明が容易になった5/模型作成により立体的把握が高まった5/その他43	21
6	デザイン評価制度のデメリットは何か	時間がかかった57/手間がかかった43/コストアップになった33/予算がかかった19/アドバイザーと意見がかみあわない10/その他43	21
	勘所や参考になったこと、不 満なことは何か (自由記述)	【参考になったこと】 一つの建物として捉えず園地全体や地元の町並みの中のひとつとして建物を捉えた考え方/全体的なバランスがよくなった/現地踏査 も積極的に参加してもらい、図面だけでなく現地との整合を考慮しながらデザインを考えてもらい参考になった/広範囲な視野(周辺の 環境、将来の形態を予測等)で考えることが重要であると認識した等 【不満なこと】 対応が遅/時間がかかりすぎる/県内のアドバイザーの方が協議回数等もっと多くできると思う等	21
	長崎県公共事業等デザイン 評価委員会についてどう感 じているか	計画段階の箇所を対象事業にしたほうが良い52/費用面で対応できない部分もあるので、前提条件を示す必要がある48/議題・内容を 配布するようにしたほうが良い33/担当課以外も出席案内をする14/検討時間が長いので回数を増やすか箇所を減らす14/開催間隔が 長いので前回と違う意見が出る場合がある10/その他43	21
9	アドバイザーを派遣して欲し いケースは何か	景観上、問題が生じる可能性があるものを相談したい38/コスト縮減につながる構造設計段階から相談したい29/施設の色彩を相談したい24/街路樹の樹種を相談したい19/施設のプランニングなど全体的なデザインを相談したい19/歩道インターロッキングの色やデザ インを相談したい14/橋の構造以外のデザイン(色彩・照明等)を相談したい10/その他14	21
10	デザイン評価制度を活用し た県営公共事業を推進する にあたって感じることは何か	計画段階からアドバイザーが関わりを持つことが必要38/地域住民の公共事業に対する意識を変えることができる29/局所的なデザインより全体計画を十分検討する24/アドバイザーは、設計から施工まで関わりを持つ24/異動により、設計と施工が違うものができる5/ その他38	21
11	長崎県公共事業等デザイン 評価制度に望むことは何か (自由記述)	【情報の必要性】 言いっぱなしにならないためにも議事録は公開すべき/アドバイスの内容とアドバイス前後のデザインについての情報がほしい(担当以 外の評価を受けた全ての工事について)/住民に対しての十分な説明、PRが必要/講習会や先進地見学会の開催/説明会を年一回 (担当者も変わるため)行ってほしい等 【予算とコストの認識】 単年度での予算執行や補助金とのからみで後戻りできない/高く、遅いは必要ない/予算執行に対応した適切なアドバイス(スケジュー ル的にも無理なことも多い)/コストアップがからむデザインは補助事業の要望等で難しいため、都心整備室で予算を確保し事業課に再 配/更新費、維持管理費のことも考える必要がある/デザインにかかる経費を都心整備室で確保するべき/補助事業でできる範囲が限 られてくる/グレードアップするものについては、補助事業としては採択されにくい等	32

本章では、各事例の調査結果を示す.事例ごとのデザ イン検討の主な経緯を(1)~(6)に記述し、表-6にデ ザイン検討の経緯と成果一覧、表-7にヒアリング結果一 覧を示す.

表-6 デザイン検討の経緯と成果一覧

#### (1)伊王島大橋道路改良事業

伊王島大橋は,離島の伊王島と長崎本土の香焼とを結 ぶ全長876mの海上橋梁であり,大中瀬戸を渡海する計 画となっている.平成9年より事業に着手しており,長 大橋の建設であるため構造的な問題に関しては橋梁技術 検討委員会が設けられている.事業を担当している土木

事業名	主な検討内容	成果	デザイン検討の経緯
1)伊王島大橋 道路改良事業	着彩の対象部分 塗装色	•	ランニングコストを考慮した結果、委員案のコンクリート部塗装はせず、アドバイザー案の鋼材部のみの塗装が決定された. 当初案は県内に構体を2色に塗り分けた事例がないこと、維持管理費用がかかることから事業課が難色を示したこと、委員 の想定した色みとの相違があったことから、色みを変えた単一色の修正案が採用された.
2)中尾地区急傾斜地 崩壊対策事業	工法・顔料の確認 修景用の植栽の種類 事業工法と周辺景観との調和の担保 景観・まちづくりの視点からの事業の進め方	•	工法に限りがあるため、基本設計案通りのもので採用とされた. 当初から予定していた土留め擁壁を覆う植裁の種類が選定された. 委員の指摘によりアドバイザーが現地調査を行った結果、大きな景観阻害にはならないことが判明して解決された. 隣接する地元自治体の工匠との工法の統一や地元住民による縁化活動の働きかけ等のアドバイスは、今回の事業を機に 時間をかけて調整する必要があったため今後の課題となった.
3) 日野川橋梁3基および 周辺整備河川改修事業	デザイン提案の主対象の変更 残地のデザイン提案 高欄の選定 選岸材料の変更 広場から川へ降りる階段の設置 施工現場でのデザイン微調整:施工管理	• • • • • • • • •	橋梁本体の工事費を極端に上げるものではなかったので、次年度以降の設計スケジュールが調整されて検討可能となった. 堤防線の後退 広場の構成/舗装 樹木配置. コストとの兼ね合いから、広場に接する5基の親柱のみ特別にデザインしたものが採用された. 広場や周辺と調和する既製品から選定することで、費用対効果が見込めるという理由で採用された. 維持管理は楽になるが、費用との兼ね合いから橋梁周辺部の外土羽から石橋に変更されることとなった. 下水道整備の不完全さと水の臭いに対する事業課の配慮から、水際まで近づけるが降りられない構造が採用された. デザインの再現性や細部の納まりを確認するため、連絡を取り合って工事の節目で現場立会いをすることとなった.
4) 厳原豆酘美津島線 鶏知工区道路改良事業	交通体系そのものの見直し デザイン提案の主対象 WSによる住民参加の導入 広幅員歩道部の設計変更 護岸の階段設置、支所建替え等		道路線形の変更は用地買収の調整などで事業スケジュールが大きく狂うという事業課の判断から、それ以外の方法を探る ことになった。 交通体系の見直しに対する代替案としての提案であったが、アドバイザーの設定したWS対象区間が的を得たものであり、か つ事業推進上の手戻りにはならないということ、及び事業課がWSの運営費用を現単費で工面できたことから可能となった。 植栽材とベンチのデザイン/ボラード・アフローチライトの設置/舗装の変更等がなされたが、コストアップになるのは広幅員 部分の1箇所のみであったため、補助事業として認められない場合は現単費で対応する予定で採用された。 住民からの意見を汲み取った提案であったが、管理者が異なるため、今後の課題とされた。
5)厳原港臨港道路 港湾改修事業	デザイン提案の主対象 橋台・橋脚・桁形状 縦断・横断線形 橋面工 WSによる住民参加の導入		格梁部は設計変更が必要となったため必然的にデザイン検討の対象となった。 ボリュームダウンにつながるデザイン方針であり、コスト縮減にもなるため採用された。 スパンの変更に伴い変更 複数あったパルコニーを橋台部付近のみに限定。 設計変更前の基本設計案が地元住民との委員会により決定されていたため、設計変更の説明責任があったので実施する こととなった。
6)久原池田線街路事業	デザイン検討業務の外部発注 街路景観の整備方針を策定 長大盛土部の法面変更 コンクリート法面のデザインパターン	•	事業課内で業務発注のための予算の工面が可能であったため、アドバイザーの意向通りプロポーザル形式で入札が実施さ 施工中ではあるが、デザイン検討を行う当たっての方針が計画で示されていなかったため、整備の考え方や方針を整理する こととなった。 圧迫感を軽減するためのコンクリート擁壁の分節化案が従前案とコスト的に大差がなかったため採用された。 提案された模スリットの入った大型ブロックの値段が、メーカーとの交渉により数量が多いため一般的な擬石調のものと同程 度で購入できたため採用された。 もともと仡族する予定の樹木であったため購入費をかけずに済み、移植先も用地買収済みの残地であったたの採用された。
	樹木の移植 橋詰の視点場創出 施工現場でのデザイン微調整・施工管理	-	もともと皮味する下走の樹木であったたの購入賃をかげすに減か、移種がわ用地員収済みの残地であったたの採用された。 大村湾への現る場となり、かつ会った土地の有効利用にもなったため採用された。 デザインの再現性や細部の納まりを確認するため、連絡を取り合って工事の節目で現場立会いをすることとなった。

#### 表-7 ヒアリング結果一覧

山の古参	ヒアリング項目	回答者				
対象事業		事業課担当者	担当アドバイザー			
1)伊王島大橋	1)担当アドバイザーへの評価	構造的な部分に目がいきがちなところで、橋梁を全体的に考えられた				
道路改良事業	2)デザイン検討への評価	色彩のみの検討としては十分な時間をかけて検討できた。 時期としては適当であった。	アドバイザーの立場が不明確、計画・コンセプトを決める段階でアドバイザーを 派遣し、ものが完成する最後まで見るべき。			
	3)委員会への評価	視点や考え方が専門的であった。	案についての評価でなく、色そのものについての評価のみだった。考え方、プロ セス、コンセプトの考え方の中での意見が出ればいいが、やってきたことと全く 違うことを意見された、ヒントになることは言ってくれる。			
	4)その他制度運用への評価	特にない.	評価をオープンにするべき。			
2) 中尾地区急傾斜地	1) 担当アドバイザーへの評価	知らない分野や植栽について多々得るものがあった。				
崩壊対策事業	2)デザイン検討への評価	時期は良かったが、全体スケジュールが遅れる.	アドバイザーが早い段階(計画段階)から関わり、施工・完成・維持管理まで責 任を持つような体系が必要.			
	<ol> <li>3)委員会への評価</li> </ol>	防災対策事業として迅速な事業実施の義務があるが、3~4ヶ月に1回というデ ザイン評価委員会の開催間隔が空きすぎて事業が停滞した時期があった.	委員会の回数よりも、扱う対象の幅を広げた方が良い			
	4)その他制度運用への評価	県の制度であるため評価後のフォローアップも必要.	対象事業としてのお墨付きが必要。			
3)日野川橋梁3基および	1)担当アドバイザーへの評価	局部的な視野から、全体的な視野や使用者の目線で考えることを学んだ				
周辺整備河川改修事業	2)デザイン検討への評価	検討時期が遅かったため、基本設計・詳細設計の修正が生じた. 予備設計の段階でアドバイスを受けた方が修正の必要もなくよかった.	景観整備としては遅かった。しかし、検討項目を橋梁のみにとどめるのではな く、周辺地域を含めた諸条件を考慮できるように見直した。もっと早い時期にそ れができていれば、手戻りにならなかった。			
	<ol> <li>3)委員会への評価</li> </ol>	良い意味で緊張感を感じた. 回数・間隔も適当であった.	担当者をうまく励ます必要があるため、悪いところをけなすのではなくアドバイ ザーと協議した案を広げるような意見を言うべき。			
	4)その他制度運用への評価	施工段階でも担当・現場・アドバイザーとの間で連絡を取り合って、進めていけ たら良い.	制度を続けていかないといけない. 理想としては、担当者とコンサルでうまくやっ ていけるような制度になってもらいたい.			
4) 厳原豆酘美津島線	1)担当アドバイザーへの評価	説明責任の軽減になった. ディテールにまで配慮したデザインが考えられた.				
鶏知工区道路改良事業	2) デザイン検討への評価	事業認可後にデザイン検討が実施されたため道路線形等の用地買収・事業ス ケジュール等に大きく関与する事項は変更せずに検討ができた。	本来は道路線形等の計画から見直したかった。 アドバイザーとしての境界線の引き方は自身に任されているのが実態であるため、権限やどこまで入り込むかが難しい問題。			
	<ol> <li>3)委員会への評価</li> </ol>	委員会の回数・間隔は適当、特定の委員の意見が強調された。	頻度は良かった。			
	4)その他制度運用への評価	他の対象事業の評価結果を知る機会がない。	対象事業件数が増えないので、県の内部評価で支援を受けることを評価項目 のひとつにしていく必要があるのではないか。			
5)厳原港臨港道路 港湾改修事業	1)担当アドバイザーへの評価	地元に対する説明責任が軽減された。景観・デザインに関する知識が得られた。				
	2)デザイン検討への評価	事業化直後の段階であったためにアドバイザーの意見のほとんどを設計に反映することができた.しかし、アドバイザーとの協議に要する費用捻出に苦労し	コンサルタント、アドバイザー、県の担当者等がそれぞれの見解の違いを対等 な立場で話し合え、専門家という義務に集中できた.			
	<ol> <li>3)委員会への評価</li> </ol>		アドバイザーが長期間張り付くのを前提としているので、それを生かすにはアド バイザーのやり方を最大限まで保証して、そのチェックを委員会が行うべき.			
	4)その他制度運用への評価	対象事業として評価された事業の事後評価も実施するべき。	特になし、			
6)久原池田線街路事業	1) 担当アドバイザーへの評価	外から道路を見る視点に立ち、道路全体を景観の一部として捉えることができ				
	2)デザイン検討への評価	アドバイザーの提案に同意はできても工事発注が迫って変更が効かない部分 があった. 材料の変更しか対応できないこともあった.	施工は始まっており,景観に関する全体計画もない状態であったため,変更で きないこともあって本来の進め方からすると問題.計画から関わるべき.			
	<ol> <li>3)委員会への評価</li> </ol>	事業ごとの議論の時間が短い.回数を増やして深く議論すべき.	委員会での報告時に考え方を整理することができる. 緊張感も得られた.			
	4)その他制度運用への評価	施工直前でのグレードアップは難しいので、計画段階から制度にのせるべき。	周辺が格式ばりすぎているため、担当者が気楽に参加できる工夫が欲しい。			

部道路建設課からは平成15年に、橋梁の仕上げの色に関 するアドバイスを求めたいとの要請があり、委員会は、 美しいまちづくりアドバイザー登録リストの中で色彩計 画の専門家として唯一登録されていた民間コンサルタン トを平成15年7月の委員会でアドバイザーに決定した. アドバイザーと事業課との協議は平成16~17年で6回実 施され、委員会への報告については平成16年度に2回, 平成17年度に2回実施されている.

アドバイザーは当初検討中であった橋梁形式の決定を 受けて、平成16年12月に現地調査を行い、夕日を連想さ せるオレンジ系の2色を鋼箱桁部とコンクリート床版部 の側面に採用するシンボル性の高い色彩案を道路建設課 に提出した.これに対して道路建設課側は、塗り分けに よる維持管理コストの増大、県内に2色に塗り分けた事 例がないことの2点を理由に、この提案を退けた.

その後、提案に対する委員からの助言を得るため、事 業課から委員会へ報告がなされ、委員からは、アドバイ ザーの提案は標準的な箱桁形式の長大橋の色としては相 応しくないためグレー系の塗装等を検討すべきとの意見 が出された.それを受けてアドバイザーは、ブルーグレ ー系の単色による塗装に修正した色彩案を提示し、間も なく道路建設課・委員ともに合意を得ている.その際、 委員の一人は「単に色彩の専門性だけではなく、長大橋 という特殊な土木構造物にも精通した人材を選定するべ きであった」との発言を残している.

本事例における課題は、表-2に示すように専門分野に よってアドバイザーの登録者数にばらつきがあり、登録 者数が1人しかいない専門分野があること、そしてアド バイザーを選定する際に委員の間で経験や実績が十分に 考慮されることなく専門分野のみで選定されたことにあ ると考えられる.また、委員会はアドバイザーの提案に 対して修正の方向性を示し、事業課と委員の合意が得ら れるように促している.

#### (2) 中尾地区急傾斜地崩壊対策事業

本事業は、焼き物の里として有名な波佐見町内に崩壊 対策のための擁壁を設置する単年度事業である.事業対 象地は、町指定の美観地区に指定されており県の景観資 産登録を受けた煙突や家並みが近くにあるため、景観の 保全が求められる地区である.事業担当の土木部砂防課 が、事業実施年度に当たる平成17年度に事務局から案件 提示の要請を受けて、デザイン評価対象事業候補として 提示がなされている.これを受けて委員会では当初、土 木設計の専門家である大学教員と造園の専門家として登 録された民間造園業者の2名をアドバイザーに選定した. アドバイザーと事業課との協議については平成17年に4 回実施され、デザイン評価委員会での報告については同 年に2回実施されている.

派遣された2名のアドバイザーは、コンクリート擁壁 の色や擁壁を覆うための植栽の選定についてそれぞれに 事業者に対して助言を行った.事業課はそれに基づき、 設計案を作成している.

この段階で委員会は、検討の進捗についての報告を受けたが、委員からより高度な景観的配慮を求める意見が 出され、委員らの議論によって、委員の一人であるラン ドスケープデザインの専門家に現地を含めた周辺の調査 が依頼されることとなった.現地調査の結果、同委員は 対象となっている擁壁が周囲の主要な視点場からの眺望 において大きな景観阻害にはならないことを確認し、デ ザイン評価委員会に報告している.さらに、本委員は景 観・まちづくり的な視点からの事業の進め方のアドバイ スも同時に行っているが、防災対策事業では迅速な事業 完了が最優先であったことから、結果的に提案は反映さ れず、当初の設計案で施工されることとなっている.

以上及びヒアリング結果から、本事例のデザイン検討 で大きな成果が得られなかった要因としては、事務局が 防災対策事業を制度の対象としたこと自体に課題があっ たと考えられる.

#### (3) 日野川橋梁3基および周辺整備河川改修事業

対象事業は、佐世保市北部を流れる日野川を対象とし た河川改修(河道拡幅)事業(河川改修延長L=1840m) である.土木部河川課は、本事業のうち市道の椎木橋、 県道の牽牛崎橋・上椎木橋の3橋の架け替え工事をデザ イン評価対象事業候補として平成15年に提示している.

事業担当者へのヒアリングによれば、これは当時丁度 設計に入る段階であったこと、また本河川改修事業の中 でも特に景観形成上重要な箇所であったことから、デザ イン評価対象事業候補にあげたとしている.

これを受けて、委員会では橋梁工学及び景観工学の専 門家である大学教員をアドバイザーとして選定した.ア ドバイザーと事業課との協議については平成15年~16年 で4回実施され、デザイン評価委員会での報告について は平成15年度に1回、平成16年度に2回実施されている.

アドバイザーは、まず橋梁の架け替え工事に伴い現地 に発生する残地(図-2)を景観検討の対象とすることを意 図して、事業の検討範囲を橋梁のみではなくそれらの周 辺整備を含むものへと変更することを事業担当者に提案 した.委員会においてアドバイザーが提案の意図を説明 すると委員もそれに対する支持を示し、提案内容に戸惑 いを見せていた事業課に対して、事業費の増大が可能で あるかを確認して、許容する範囲内で検討を進めるよう 促した.その結果、新規に設計対象に加わった残地の検 討業務を次年度以降に繰り越して検討を行っている(写 真-1). また,橋梁本体の工事については進捗の遅延等 は発生していないが,1橋については既に詳細設計が済 んでおり,設計変更の必要があったことがわかっている.

さらに、委員会での最終報告時に、施工段階(通常、 アドバイザー派遣は完了済み)においてもアドバイザー が現場に立会えるよう、委員は事業担当者から了解をと っている.

以上及びヒアリング結果から、本事例における課題は 事業課と事務局が設計修正が生じる構造設計後の事業を デザイン評価対象事業に選定したところにあると考えら れる.しかし、その場合でもアドバイザーが検討対象を 周辺整備に代替して検討する手法が景観整備において有 効であることを本事例が示唆しているともいえる.

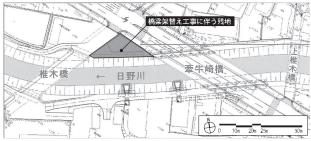


図-2 デザイン検討の対象地 (パンフレットより抜粋)

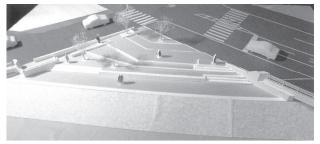


写真-1 アドバイザーの提案模型 (パンフレットより抜粋)

#### (4) 厳原豆酘美津島線鶏知工区道路改良事業

本事業は、対馬市厳原町から美津島町に至る幹線道路 改良事業の一部である.車両及び歩行者の安全な通行を 確保する目的で、区間延長988mについて幅員W=12.0m (片側歩道設置)への道路拡幅が行われている.

土木部道路建設課が、まちづくりの視点からのアドバ イスを期待してデザイン評価対象事業候補にあげたこと を受けて、委員会では、副座長を務めていた景観計画・ 景観設計を専門とする大学教員にアドバイザーを依頼し た.アドバイザーと事業課との協議については平成15年 ~17年で6回実施され、デザイン評価委員会での報告に ついては平成16年度に1回、平成17年度に2回実施されて いる.

アドバイザーは、まず現地調査を行って、事業担当者 に対して道路線形を含めた交通体系の計画そのものを見 直すことを提案した.それを受けて事業課側は、既に用 地買収が進行しており線形の変更は困難であると回答し ている. アドバイザーはこれを了承したうえで、事業に交通利 便性の向上だけでなく、対象地域の憩いの場としての機 能を付加すること、そして検討プロセスの中に住民意見 交換ワークショップ(以降,WSと示す)を取り入れるる ことを提案した.事業課側は、当初意図したまちづくり との連携にも合致し、事業の進捗にも大きな影響はない との判断からこの提案を受け入れることとした.WSを計 画していることは委員会でも報告され、アドバイザーが そのファシリテーターを務めることが了解された.

WSの開催にあたっては、基本設計の設計変更とWSのための模型作成業務を、事業課とアドバイザーとの間で県 単費を財源に契約している.そして、交通費・模型製作 費等の都合からWSの回数は2回と決定された.WSは、第1 回で検討範囲の把握とグループごとの意見抽出、第2回 で前回のまとめ、デザイン案の提示とそれに対する意見 抽出という内容で開催された.

このようにして、アドバイザーによる設計案と住民の 意見との調整を進めた結果、広幅員歩道部に植栽枡と一 体化した木のベンチ・ボラード・アプローチライト等の 施設が従前案から新たに追加決定された.それによって 従前に比べ事業費がコストアップしたことが事業担当者 から指摘されている.その対応については、工事費の申 請で国の補助が認められない場合、県単費で対応しよう というのが事業課の考えとしてあったこともヒアリング によってわかっている.

また,委員会への最終報告時に,委員からは住民の要 望した整備が県事業の範囲外であっても将来的に実現で きるよう補助金の申請や地元の対馬市を巻き込んだ検討 を行うように助言がなされている.

以上及びヒアリング結果から、本事例における課題は 当初アドバイザーが意図した事業計画の変更はできなか ったこと、つまり設計段階に至っている本事業を事業課 と事務局がデザイン評価対象事業に選定したことにある と考えられる.

#### (5) 厳原港臨港道路港湾改修事業

本事業は、昭和58年に策定された港湾計画の中で、既存の狭小な臨港道路の代替道路として計画されたもので、 全長L=1270m(うちL=290mは橋梁部)、幅員11.5m、片 側歩道設置の道路整備事業である.土木部港湾課では、 本事業が、対馬の玄関口である厳原港へと続く重要な道 路であること、城下町の歴史的町並みが残る厳原町での 事業であること等から、デザイン評価対象事業候補とし てリストアップされることとなった.

デザイン評価委員会では、本事業のアドバイザーとして(4)厳原豆酘美津島線鶏知工区道路改良事業に派遣されているアドバイザー兼委員に追加で派遣を依頼し、本

## 人もそれを了承している.

アドバイザーと事業課との協議については平成16~17 年で8回実施され、デザイン評価委員会での報告につい ては平成15年度~18年度で年に1回ずつ実施されている.

アドバイザーが派遣された時期は、本事業の基本設計 を行っている時期であったが、当時地元から市民参加に よる道路のあり方についての議論を望む声が県に出され ていた.一方、委員会では本事業橋梁部分の橋脚形状・ 高欄形状等について慎重な検討が必要であるとの意見が 出された.これらを受けて、アドバイザー・コンサルタ ント・事業担当者との事前協議から導き出された設計の 内容を、地元住民に対して説明し、それに対する意見を 受けて再度調整するという流れで検討を進めることをア ドバイザーが提案し、事業課もそれらを了承した.平成 18年度までに住民説明会が3回開かれ、そこでの意見を 踏まえて、橋体・橋脚の形状や街灯の配置、及び高欄の 形状等がコンサルタントの作成した従前案から変更され ることとなった.

現在は、この設計案に対して国の補助が認められた部 分から工事着工しており、残る部分は国と協議中となっ ている.事業課の意向としては、事業への補助が認めら れない場合は県単費での実施を考えているとヒアリング 時に述べている.

以上及びヒアリング結果から、本事例における課題は アドバイザーとの協議に要する費用捻出程度であったと 考えられる.

#### (6)久原池田線街路事業

本事業は、国道34号線のバイパス道路建設事業である. 土木部都市計画課では、事業対象地に旧長崎街道が交差 していること、および事業が設計段階にあったことから 本件をデザイン評価対象事業候補に提示している.これ を受けて、デザイン評価委員会では、美しいまちづくり アドバイザー登録リストの中から景観設計を専門とする 大学教員をアドバイザーとして選定した.

アドバイザーとの協議については平成15~16年で17回 実施され、デザイン評価委員会での報告については平成 15年度に1回、平成16年度に2回実施されている.

デザイン検討の初期の段階で,アドバイザーは県が景 観検討業務を立ち上げることを提案し,事業担当者もこ れを了承している.従って,本事業のデザイン検討では 業務委託先の建設コンサルタントがデザイン案を提示し, アドバイザーがそれに対して助言を行うという形式で進 められることとなった.これにより,景観特性の整理, デザインテーマの確立,コンクリート法面のデザインパ ターン変更等がシステマティックに検討されていくこと になった. また、一部の重要な箇所については、アドバイザーが 具体的なデザイン提案を行っている.これには、長崎街 道との分岐点に当初伐採予定にあったクスノキを地域の シンボルツリーとして移植すること等が含まれている. そのことから、委員会での最終報告時に、アドバイザー が施工中に現場立会いを適宜行うことを委員から進言さ れ、担当者・アドバイザーの両者ともにそれを了解して いる.

以上及びヒアリング結果から、本事例における課題は 工事発注が迫って設計内容の変更が効かない段階にある 事業を事業課と事務局が選定したことにあると考えられ る.

#### 7.考察

ここでは、前章で示した個々の事例から得られた知見 をもとに、本制度設計時に意図した狙いA~Cが実際の制 度運用において想定通り機能しているかを評価し、制度 の課題・留意点について整理を行う.当初の狙いA, B, Cについての評価が、それぞれ(1)、(2)、(3)に対応して いる.

#### (1) 適切なアドバイザーの選定のための留意点

アンケート及びヒアリング結果から、アドバイザーに 対する事業担当者からの評価は「景観という観点を踏ま えることで事業への意識・見方が変わった」点で共通し ており概ね肯定的であるが、委員及び事務局からはアド バイザー選定においては不適切な人選が行われたと指摘 される事例が1件見受けられた.

伊王島大橋道路改良事業がこれに該当するが、本件は 色彩検討の経緯において事業課や委員との合意形成に大 変苦労している.このことについて、委員会の中で委員 が「単に色彩の専門性だけではなく、長大橋という特殊 な土木構造物にも精通した人材を選定するべきであっ た」と発言しているように、専門分野によってアドバイ ザーの登録者数にばらつきがあり、登録者数の少ない専 門分野が必要とされる場合に委員の間で経験や実績を十 分に考慮することなくアドバイザーが選定されたことが 大きな要因であったと考えられる.

3章で示したように、事務局が登録アドバイザーを選 定するに当たって考慮したことは、県内の専門家を優先 的に選出すること、そして、できるだけ多様な専門分野 の専門家を選定することであった.しかしそれに加えて、 留意点の一つに専門分野ごとに複数のアドバイザーを準 備しておくことが望ましいことがあげられる.さらに二 つ目に、委員がアドバイザーを選定する際の留意点とし て、多様な専門分野から適当な分野を選択するのみでな く、専門家の資質を経験や実績から十分に判断すること も求められるといえる.

また、登録アドバイザーの人選においては県内の人材 を優先していたが、それだけでは不足していたため近県 の人材にも頼らざるを得ない状況であったこともわかっ ている。6事例を見ると、実際に県内在住のアドバイザ ーが選定された事業は、中尾地区急傾斜地崩壊対策事業 の1事例のみとなっている。現地及び事業担当事務所ま でのアクセス性やその土地への理解度を考慮すると、ア ドバイザーが県内在住であるに越したことがないのは明 らかであるが、県内在住の人材が不足するこのような事 態は、長崎県と同程度の人口を有し、近隣に大都市のな い地方都市においては避けられない問題となると考えら れる。

#### (2) 事業ごとの踏み込んだ検討の実施における留意点

3章で示したように、本制度は一般的な公共事業の枠 組みの中で、アドバイザーと委員らが連携して景観的質 を高めるための支援をすることを前提としている.また、 事務局は、事業の実施が確定している詳細設計段階の事 業を制度の対象として選定していた.

表-6に示した6事例のデザイン検討の成果から,5事例 については十分な成果があがっているが、中尾地区急傾 斜地崩壊対策事業については緊急性が求められるため設 計から施工までの期間が短く、デザイン検討によって実 現したのは表面を覆う植栽のみであった上に、事業担当 者のヒアリング結果から単年度事業の全体スケジュール が遅れるという指摘があがっている.防災対策事業その ものが定期的な委員会を含む本制度のフローとは合致し ないと考えられる.ゆえに、事務局の留意点として、防 災対策事業などの緊急性の高い事業は他事業と同様のペ ースで検討できないため対象事業から予め除外しておく ことも考慮に値すると考えられる.

また、その他の事業担当者へのヒアリングにおいては、 デザイン検討時期が遅かったことによる設計修正の発生、 構造設計後の設計変更で特に施工が迫っている時の変更 自由度の低さ等が課題として指摘されており、計画段階 からのアドバイザーの介入が望まれていると考えられる. 計画段階からのアドバイザー介入の希望は、アンケート 結果及びアドバイザーに対するヒアリング結果の6事例 全てにおいても指摘されている.このことから、事業を 選定する事務局の留意点としては、構造設計を実施する 前の計画段階の事業も視野に入れた対象事業選定を行う ことが望ましいことがあげられる.また、アンケート結 果から事業課の留意点としては事業費・工期等の具体的 な前提条件をアドバイザーに対して事前に提示すること、 アドバイザーの留意点としては示された与条件に従って デザイン検討に取り組むことがあげられる.

しかし、事業実施が定かでない状況にある計画段階で デザイン検討を実施することは行政側からすると容易で はない.制度運用の中でアドバイザーの能力とその提案 を最大限生かすため、事業認可の目処がついた段階もし くは事業認可直後に速やかにデザイン評価対象事業候補 がリストアップされるよう事務局が事業課に働きかける ことが求められると考える.それによって、施工が開始 されるまでの限られた時間内ではあるが、予算・工期等 の制約条件に少しでも余裕がある中で、より効果的な景 観的質の向上策を検討することが可能になると考えられ る.

#### (3)委員会による検討への助言の際の留意点

3章で示したように、本制度ではアドバイザーが事業 担当者と検討を開始した後、定期的に委員会に進捗状況 の報告・課題の提示等を行う場を設け、委員会が随時確 認・助言を行うことを想定していた。

6事例に対するそれぞれの委員の関与をみると、6事例 とも委員らによって定期的に検討状況の報告に対する確 認が確かに行われていることがわかる.報告を受ける際 に、アドバイザーらによる検討作業が適切に機能してい ないと委員会が判断した場合(伊王島大橋道路改良事 業)や、予定された事業範囲の拡大のような実施の是非 を問われる提案をアドバイザーが行っている場合(日野 川橋梁3基および周辺整備河川改修事業)等のように事 業内容に関する調整が必要な場面においては、委員がア ドバイザーと事業課の折り合いをつけるように仲立ちを することで検討が前進している. また, 整備の仕上がり の質を確保するために、アドバイザーが施工現場での立 ち会いまで実施するよう指示を行った事例(日野川橋梁 3基および周辺整備河川改修事業、久原池田線街路事 業)も見受けられる.以上のように、委員会からのアド バイザーらの確認・助言は当初の狙い通りに機能してい ると考えられる.

また、事務局はヒアリングに対して委員会での議論に 妥協点を見出すことができず、その場は物別れに終わる 場面もしばしばあったが、そういった場合は、後日、事 業課と共に委員長を訪れて調整・まとめ役を果たしたこ とが事業を前進させるコツであった、と言及している. 事務局が委員会とアドバイザー、事業課の仲立ちをする することが検討を円滑に進める上で重要であったことは、 同様の取組みを進める際の留意に値する点であるといえ よう.

## (4) その他の課題・留意点

## ①検討スパンを見込んだデザイン評価対象事業数の調整

長崎県公共事業等デザイン評価制度実施要綱では、大 規模な建造物、美しいまちづくりの中核となるような建 造物及び単体で立地する建造物であっても周辺の景観形 成に先導的な影響を及ぼすと考えられる整備事業を本制 度の対象となる公共事業等と定めている.本制度が立ち 上げられた平成15年度を例にとってみると、長崎県が実 施した公共事業のうち国の補助事業のみで997事業が実 施されており、その中でも都心整備室が対象事業候補を 独自に調査した結果、約30件が見込まれた.

しかし、平成15年度にデザイン評価対象事業として実際に事業課からリストアップされた事業件数は8件であり、事業課の判断では実施要綱の要件を満たす事業が 1/3以下しかリストアップされていない。

また、事務局は30人の登録アドバイザー数や年間3回 という委員会開催数を根拠に、デザイン評価対象事業を 毎年新規で10件程度取り扱うことと想定していたが、制 度運用開始以来新規事業は次第に減少している.しかし、 デザイン評価対象事業のうち年度をまたいで実施される 継続事業も含めた件数は、平成16年度で10件、平成17年 度で9件、平成18年度で5件と、平成17年度まで概ね10件 を保っている.そして、委員と事務局に対するヒアリン グの結果からは、現在取り扱っている事業件数に対して 妥当であるとのコメントが得られている.

このことから、年間10件という取り扱い件数は本制度 の運用において実施可能であると考えられるが、そのた めには、事務局が対象事業に複数年度にまたがる継続事 業があることを見込んだ上で制度を運営する必要がある ことに留意しなければならない. さらに、制度の趣旨に 適った対象事業候補を継続的かつ確実にデザイン評価し ていくためには、事業課からでなく事務局が自らデザイ ン評価対象事業候補をリストアップして事業課に提示す ることが望ましいといえる.

#### ②制度の成熟に向けた事後評価

今回対象とした6事例の事業担当者へのヒアリングの 結果、6事例中3事例において、デザイン評価対象事業を 完了した後に制度へのフィードバックが行われないため に制度が他部局へ広まらない・制度が改善されないとい うことが課題として指摘されている.現在までデザイン 評価委員会においては、事後評価も含めた制度のあり方 について様々な議論がなされた結果、委員会名の変更や 広報パンフレットの作成などが実施されてきたが、前節 までに示したように制度運用上の課題も未だ多く、シス テムが完全に改善された状態に至っているとはいえない. そのため、事後評価を行い、制度へのフィードバックを 行うことが現段階では必要とされる. 事後評価における検証の視点としては、通常の事業に 比べてデザイン評価対象事業が検討にかかる時間、検討 前後でのコストの増・減の程度、変更内容を明らかにす ること等が考えられる.それによって、アンケート結果 で把握された「手間がかかる」、「コストアップにな る」という事業課職員の抱く認識の要因を追及すること が有効であろう.

現在,試行段階にあるといえる本制度を成熟させるためには、制度の事後評価の結果を各事業課に情報提供するとともに、事務局によって以降の制度運用へと反映させていくことが今後の課題となる.

## 8. まとめ

本稿では、長崎県公共事業等デザイン評価制度の対象 となった6事例を対象に制度が当初の狙い通りに機能し ているかを検証することによって、今後の制度運営もし くは類似の制度設計の留意点を整理した。

#### ①事務局の留意点

- a) 事務局は登録アドバイザーの選定に当たって、専 門分野ごとに複数のアドバイザーを準備しておく ことが望ましい.
- b) 長崎県と同程度の人口を有し、近隣に大都市のない地方都市においては、委員・アドバイザーに適する県内在住の人材が不足する事態が想定される.
- c) 事務局は,防災対策事業などの緊急性の高い事業 は対象事業から予め除外しておくことも考慮すべ きである.
- d) 事業を選定する事務局の留意点として、合理的な 景観整備とするためには構造設計を実施する前の 計画段階の事業も視野に入れた対象事業選定を行 うことが望ましい。
- e) デザイン評価委員会からのアドバイザーらの検討 へのアドバイス・支援を有効に機能させるために は、制度運営事務局が委員会・アドバイザー・事 業課の仲立ちをして、検討を円滑に進めようとす る姿勢が重要である.
- f) 事務局は、対象事業に複数年度にまたがる継続事 業があることを見込んだ上で、実施可能な検討事 業数との調整を図りながら制度を運営する必要が ある.さらに、制度の趣旨に適った対象事業候補 を継続的かつ確実にデザイン評価していくために は、事業課からでなく事務局が自らデザイン評価 対象事業候補をリストアップして事業課に提示す ることが望ましい.
- g) 試行段階にある現行制度を成熟させるためには,

制度の運用状況・事後評価の結果を各事業課に情報提供するとともに、事務局によって以降の制度 運用へと反映させていくことが必要となる.

#### ②委員の留意点

委員は担当アドバイザーの選定にあたって、多様 な専門分野から適当な分野を選択するのみでなく、 その分野の専門家の資質を経験や実績から十分に 判断することも求められる.

## ③アドバイザーの留意点

アドバイザーは,事業課から示された与条件に従ってデザイン検討に取り組むことが求められる.

#### ④事業課の留意点

事業課は、事業費・工期等の具体的な前提条件を アドバイザーに対して事前に提示することが重要 となる.

現在,長崎県と同様な公共事業のデザイン支援システムの導入は、山口県などにおいても始められている.しかし、取組みが始められてまだ間もないために運用実績が浅く、十分な検証をするに至っていない.今後、運用実態の蓄積を待って、本研究と同様の調査を実施し、より広範な知見を得る必要がある.

謝辞:本研究の調査においては、長崎県の景観まちづく り室の方々をはじめ各事業担当者及びアドバイザーの 方々に多大なご協力を頂きました.この場を借りて厚く 謝意を表します.

## 参考文献

1) 長崎県:長崎県美しいまちづくり推進条例,2003

2) 長崎県:長崎県美しいまちづくり推進計画, 2003

3) 長崎県政策調整局都心整備室:長崎県美しいまちづくり懇 話会第5回会議資料,2002

4) 瀬口哲夫,河合正吉:景観行政における景観アドバイザー 制度の運用と実態/助言内容と受容状況からの分析-愛知県半 田市の事例-,日本都市計画学会学術研究論文集,第34回, pp.457-462,1999

 5) 原田敬美:景観アドバイザー制度による景観行政の実態
 -東京都北区の事例研究-,日本都市計画学会学術研究論文集, 第33回, pp. 649-654, 1998

6) 赤崎 弘平:指導要綱に基づく都市景観整備施策における 指導と応答について一市街地整備のための建築のルールの地方 的展開に関する研究,日本都市計画学会学術研究論文集, Vol. 27, pp. 115~120, 1992

7) 堀崎真一,北沢猛,西村幸夫:山下公園・日本大通周辺地 区におけるデザインガイドラインの変遷と運用に関する研究, 都市計画論文集, Vol. 36, pp. 193–198, 2001

8) 樋口明彦,牟田口千尋,真錦政彦,高尾忠志:都心街路空間における公園的空間の創出に向けた取組みについてのケース スタディー札幌市・仙台市・広島市を事例として-,景観・デザ イン研究論文集, No. 3, pp. 73-82, 2007

 9) 長崎県:長崎県公共事業等デザイン評価制度実施要領, 2003

10) 長崎県政策調整局都心整備室:長崎県公共事業等デザイン評価制度に関するアンケート調査結果,2005

11) 長崎県政策調整局都心整備室:平成15年度第1回〜平成18
 年度第1回デザイン支援会議 会議資料,議事録,2003-2006

(2009.4.10 受付)

## Design Review and Adivice System of Nagasaki Prefecture

# Kiyotaka YOSHIOKA, Akihiko HIGUCHI, Tadashi TAKAO, Junpei NOGUCHI, and Naoyuki SATO

In Nagasaki prefecture, "Design Review and Advice System" has been constituted since 2003. The process has provided that specialists, local governments and citizens decide designs in projects which designed structures are affected landscape greatly. This paper chose six projects of the Design Review Process as case study objects. It also examined design process of each projects closely and clarified problems when the Design Review Process is made and used. The findings include the followings: 1) it is desirable to start to support to design from early planning term or before planning term in order to level up landscape quantity. 2) It is important for the advisedly committee for public design improvement to accommodate specialty of advisers to problem of projects and to define role of advisers in selections of adviser. 3) It is desirable for the secretariat to list the candidate of the intended projects to the division by operating the system.